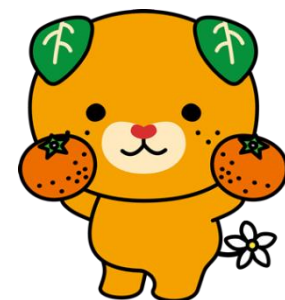


平成28年度飲酒運転根絶の日決起大会
基調講演資料(2016/7/13)



飲酒運転死傷ゼロの 実現に向けて



愛媛大学法文学部

小佐井良太

r531mail@ehime-u.ac.jp



本日の内容(流れ)

1. はじめに
2. 飲酒運転根絶の考え方
3. 「半歩」踏み込んだ施策の検討
4. おわりに: 飲酒運転死傷ゼロの
実現に向けて

1. はじめに①

<会場のみなさまへのお願い>

①はじめに、あなたにとって「大切な人／人たち」の顔を思い浮かべて下さい。

②次に、その人／人たちとの楽しかった思い出、将来の夢や楽しみ、あなた自身の幸せな将来像を思い浮かべて下さい。

想像してみてください……。

飲酒運転によって、これまで、
多くの人たちの命が喪われていきます。

ある日突然、かけがえのない人を
喪った人たちがいます。

健康な体を傷つけられ、重い後遺症に
ずっと苦しんでいる人たちがいます。

飲酒運転は、大切な人／人たちの
命を奪い、健康な体を傷つけ、苦しめ、
周囲の人たちを巻き込んで
楽しかった思い出や、
将来の夢や楽しみ、
幸せな将来像を
容赦なく、奪っていきます。

あなた自身が、
あなたの大切な人／人たちが、
飲酒運転の被害に遭うことを、
想像してみてください。
飲酒運転問題は、決して
「**他人事**」ではありません。
この問題に「**第三者**」はいません。
まず、この認識の共有から始めましょう。

1. はじめに②

飲酒運転事故の現状に関する簡単なおさらい

1) 全国的な状況：大幅な減少⇒下げ止まり傾向

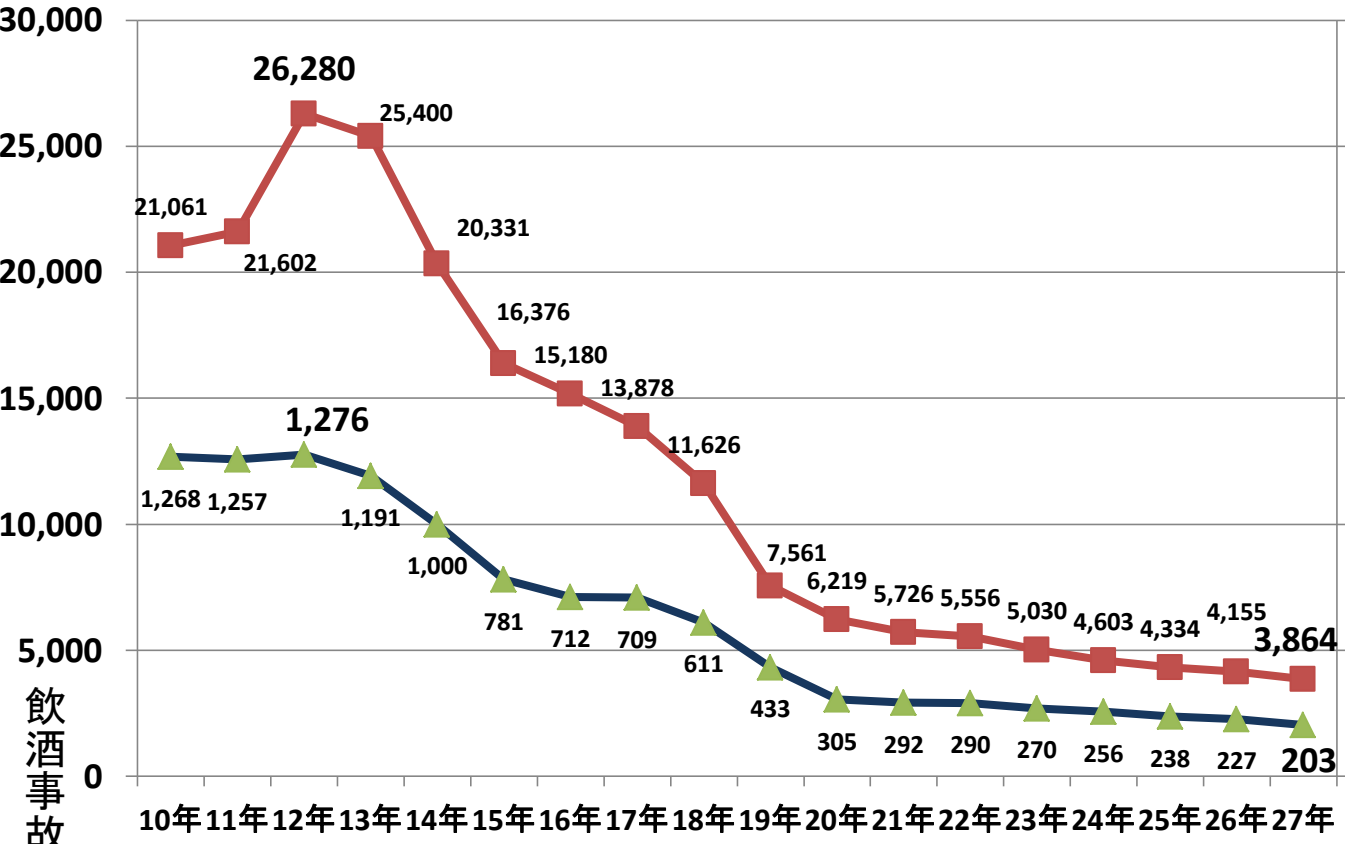
⇒「飲酒運転による交通事故件数は、平成14年以降、累次の飲酒運転の厳罰化、飲酒運転根絶に対する社会的気運の高まり等により大幅に減少してきたが、20年以後は減少幅が縮小し、下げ止まり傾向にある」

* 警察庁交通局「平成26年中の交通事故の発生状況」、35頁。

2) 北海道：全国ワースト上位を争う危機的状況

⇒死者数ワースト1位、事故率ワースト2位（データ：2014年）

(全国) 警察庁交通局「原付以上第1当事者の飲酒運転による交通事故件数の推移(平成10年～26年)」を基に、27年のデータを加えて独自に作成。



* 平成2年～13年頃まで、飲酒死亡事故件数は毎年1,200件～1,500件で推移。



* 飲酒事故件数、飲酒死亡事故件数とも、平成12年の「6分の1」程度にまで減少

死亡事故 (内数)

☆ 過去18年間の死亡事故件数「11,319」件

(北海道) 北海道警Webサイト 全道飲酒を伴う交通事故実態(過去5か年)年別発生状況

	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	飲酒あり計	平均
飲酒を伴う人身事故件数	222 (1.4%)	197 (1.3%)	181 (1.3%)	186 (1.5%)	161 (1.4%)	947 (1.4%)	189.4 (1.4%)
うち死亡事故件数	13 (7.1%)	11 (6.0%)	14 (7.9%)	17 (10.8%)	10 (6.0%)	65 (7.5%)	13.0 (7.5%)
飲酒を伴う死者	13 (6.8%)	12 (6.0%)	14 (7.6%)	19 (11.2%)	12 (6.8%)	70 (7.6%)	14.0 (7.7%)
飲酒を伴う傷者	310 (1.6%)	274 (1.5%)	220 (1.4%)	226 (1.6%)	210 (1.6%)	1240 (1.5%)	248.0 (1.5%)

2. 飲酒運転根絶の考え方①

➤ 飲酒運転違反者の3類型

① アルコールに対する正しい知識を持たないために、アルコールが車の運転に及ぼす影響を軽視してしまう違反者群。

② アルコール依存ないしその予備軍（「多量飲酒」等の問題飲酒行動を抱える人々）と判断される違反者群。

③ 飲酒運転に限らず、交通法規を中心に法やルールを遵守する意識がそもそも欠けている、または著しく希薄な違反者群。

⇒ これら3類型を意識した違反者対策が必要。

2. 飲酒運転根絶の考え方②

➤ 飲酒運転根絶のための基本対策3カ条

① アルコールに関する**正しい知識**の普及・浸透

② **アルコール問題**への介入(治療的・簡易的)

③ **規範意識・モラル**の涵養と浸透

➤ 飲酒運転根絶の基本的な考え方

1) 個人処罰ではなく社会問題としての対処が必要。

2) 事後的処罰から未然の防止(予防)へのシフト。

3) 実効的かつ総合・多角的な施策・取組みが必要。

2. 飲酒運転根絶の考え方③

➤ 飲酒運転根絶施策の目指すべき基本的な方向性

× 違反者・周辺者に対する更なる処罰の強化

○ 「飲酒運転をしない、させない、許さない」
地域環境の(処罰に依らない)政策的実現

⇒昨年12月に制定された道条例の基本理念。飲酒運転根絶に向けて、それぞれの立場(住民、飲食店、事業者・企業、酒類販売業者、駐車場所所有者、タクシー事業者・運転代行業者、等)から地域で果たすべき役割・責務を明確にし、これを果たして行く上で必要となる具体的・実効的な「支援」策を地域の政策として整備することが求められる。

3. 「半歩」踏み込んだ施策の検討①

- 飲酒運転根絶に必要な「半歩」踏み込んだ施策
 - ◆ スローガンの啓発に頼るだけでは**限界**がある。
 - ◆ 従来の啓発・施策には、関係機関・部署毎に**連携**を欠いたままの取組みとなっている面も否めない。
- 「**半歩**」踏み込んだ施策の検討
 - ◆ 教育的施策：モラル涵養と正しい知識の普及
 - ◆ 警察に期待される連携と取組み
 - ◆ 公安委員会に期待される連携と取組み
 - ◆ 飲食店の取組みと交通手段確保に関する施策
 - ◆ 職場・事業所における取組みの徹底・拡充
 - ◆ 組織・機関の垣根を越えた**真の連携**の実現

3. 「半歩」踏み込んだ施策の検討②

- 教育的施策：モラル涵養と正しい知識の普及
 - ◆ 施策の「2本柱」：「**アルコール教育**」と「**交通教育**」
 - ◆ 学校教育現場における子どもたちへの発達段階に応じたアルコール教育・交通教育の意義と必要性。アルコールの基礎知識を踏まえた交通教育を通じて「モラルによる歯止め」を確立することが必要。
 - ◆ 職場や地域におけるアルコール教育と交通教育の必要性。福岡県条例の下での「飲酒運転撲滅活動アドバイザー派遣制度」(条例第28条)の有用性。
- ⇒ 既存施策(「命の教育」、スローライフ教育等)の活用と連携。

3. 「半歩」踏み込んだ施策の検討③

➤ 警察に期待される連携と取組み

- ◆ 警察が持つ飲酒運転・事故に関する統計データの公開と活用。地域特性を踏まえた事故発生状況のデータ分析に基づく具体的な対策の立案と運用。
- ◆ 飲酒検問のあり方と効果に対する考え方の抜本的な見直し。専従捜査班の設置・運用を含めた取締りのランダム性を高める工夫の必要性(例:京都府警)。
⇒ 常習的な違反者を確実な検挙へと結びつける実績とその認知がもたらす抑止効果を最大限に活用(例:「飲酒運転ゼロボックス」)。大がかりな検問ではなく、機動性のある取締りを実現するための体制構築の必要性。

3. 「半歩」踏み込んだ施策の検討④

- 公安委員会に期待される連携と取組み
 - ◆ アルコール専門医療機関が行う**医療的介入**（受診・治療・指導）等への検挙者情報の提供・活用。
 - ◆ 飲酒**取消処分者講習**の内容について、一層の充実を図る必要。スクリーニングテストの結果等を踏まえ、アルコール専門医療機関との連携に基づく受診・治療機会の拡充、違反者の再犯防止を目的に**確実な認知・行動の変容**を促すプログラムの整備。
- * 講習等での被害者遺族やアルコール依存症回復者、違反経験者等による講演等の積極的な活用。

3. 「半歩」踏み込んだ施策の検討⑤

- 飲食店の取組みと交通手段確保に関する施策
 - ◆ 郊外型飲食店と代行運転業者の「**共存共栄**」型連携の有用性(道東地域の例)。地域の実情を踏まえた代替交通手段の確保を検討、他地域にも同様の取組みの普及・拡大を図る必要性。
 - ◆ 都市部では、飲食店業界の「**横の連携**」を意識した施策展開が必要。福岡県条例の飲食店に対する指示(条例第19条)をモデルに、道警が酒類提供行為への実質的な改善指導・指示を促す体制の構築。
⇒ 飲食店と交通事業者、道警が相互に連携し、飲食店業界の自主的な取組みを促し、支援する体制の構築が必要。

3. 「半歩」踏み込んだ施策の検討⑥

➤ 職場・事業所における取組みの徹底・拡充①

◆ 職場・事業所単位での**アルコールに関する知識・教育**の普及と徹底、健康診断の機会を活用した飲酒指導の実施によりアルコール問題を抱える当事者／潜在的当事者への未然防止を図る。

⇒ ただし、問題を抱える当事者を**排除しない**方向で。

◆ 職場組織における対策の必要性が高く、率先垂範のモデルとなる**公務員組織（行政、警察、教育）**。違反者を出す度に「綱紀粛正」を厳命しても効果は期待できない。その場限りの「不祥事対応」を繰り返すのではなく、合理的な防止対策・講習を徹底する必要。

3. 「半歩」踏み込んだ施策の検討⑦

➤ 職場・事業所における取組みの徹底・拡充②

◆ 職場組織での取組みに関する具体的提言の一例

* 職場組織の規模・人数等に応じて、一定の割合で飲酒運転防止の役割を担う「**担当者**」の**配置**を目標として設定(担当者には、例えば、NPO法人が養成講座を運営・資格認定を行う「**飲酒運転防止インストラクター**」の講座受講／資格取得を奨励・支援する)。「担当者」を中心に、職場・部署単位で飲酒運転を未然に防ぐための基礎的知識を共有・定着させるための**定期的なミーティング機会**を設け、職場での酒席開催のあり方等まで含めた**対策を徹底**する。

3. 「半歩」踏み込んだ施策の検討⑧

- 組織・機関の垣根を越えた真の連携の実現
 - ◆ 総合的施策が求められる飲酒運転対策において、**組織間の「壁」や縦割り意識の克服**は重要な課題。「所管ベース」ではない「問題ベース」の真の連携を達成するため、一層の努力と工夫が必要。
 - ◆ 施策・取組みの現状を検証、改善を図る上で社会各層の**幅広い意見を集約**する場が必要。業界等の利害関係者だけでなく、被害者遺族、アルコール依存症回復者、更生支援関係者等も場に加えるべき。
- ⇒ 組織の事情や利害を振りかざすことでもたらされる非効率・弊害を回避するため、最大限の努力が必要。

4. おわりに：飲酒運転死傷ゼロの実現に向けて①

➤ 北海道での「飲酒運転死傷ゼロ」実現に向けて①

◆「くるま社会」の北海道だからこそ、車を適切に使用する
必要があり、運転に対する厳格さが求められる。「くるま
社会」を言い訳にして妥協せず、飲酒運転の問題に正
面から向き合い、日常に根ざした「車の運転」と「飲酒」
のあり方をともに見つめ直す必要がある。

◆「飲酒運転問題に第三者はいない」ことを理解して、問題
を「他人事」にせず、みんなで「半歩」踏み込んだ勇気と
関心、責任を持ち合うことが必要。道条例の活用・整備
を土台として取組みを続けることで、私たちは「飲酒運転
をしない・させない・許さない」社会を実現できる。

4. おわりに：飲酒運転死傷ゼロの実現に向けて②

➤ 北海道での「飲酒運転死傷ゼロ」実現に向けて②

- ◆ 飲酒運転根絶条例に象徴される地域の取組みは、国レベルでの問題の対処を促し、国と地域のあり方を変えて行く機会を提供する。北海道での先進的な取り組みが、将来、国や社会を大きく変えて行く契機となる。
- ◆ 飲酒運転による悲惨かつ重大な事件の発生と被害者の訴えは、これまで人々や社会を着実に動かし、飲酒運転に対する人々の意識や考えを確実に変えてきた。「飲酒」と「運転」を切り離すことで飲酒運転は防ぐことができる。「飲酒運転死傷ゼロ」は実現可能な目標である。

⇒ 私たちは、「飲酒運転死傷ゼロ」を実現し、この社会を、きっと変えることができる。

御清聴、ありがとうございました！

飲酒運転
ダメなもの**は**ダメ。

7月13日
飲酒運転
根絶の日

北海道飲酒運転の
根絶に関する条例が制定されました。
私たち北海道民は
「飲酒運転をしない、させない、許さない」

「ダメ」

飲酒運転…発見したら警察に通報!

交通安全対策七者連絡会議は飲酒運転根絶に向け全力で取組みます。
(北海道、北海道教育委員会、北海道警察、札幌市、公益社団法人 北海道交通安全推進委員会、一般社団法人 北海道交通安全協会、一般社団法人 北海道交通安全推進者協会)
 公益社団法人 北海道交通安全推進委員会

もう一度 「飲酒運転をしない、させない、許さない」社会の実現に向けて

飲酒運転NOを
はじめましょう

お酒を飲んだら
車の運転をしはらダメ!

利用し禁止し
飲酒運転を
しない、させない、許さない

**北海道飲酒運転の
根絶に関する条例が
制定されました!** 平成27年12月1日施行

もう一度はじめましょう
飲酒運転をしない、させない、許さない

この条例は、道民一人ひとりが「飲酒運転をしない、させない、許さない」という規範意識を持ち、
 社会全体で飲酒運転を根絶しようとするものであり、道民や事業者に対しても、それぞれの責務を果たすことを求めています。
 みんなで力を合わせて、一日も早く飲酒運転のない安全で安心な社会をつくりましょう。



北海道